平成28年 第4回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 28 年 3 月 25 日 開会

平成 28 年 3 月 25 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成28年 第4回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

(平成28年3月25日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第15号 岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関 する規則の設定について
- 2 議案第16号 岩見沢市立小中学校職員評価の実施内容・方法等についての廃 止について
- 3 議案第17号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正 について
- 4 議案第18号 岩見沢市就園特例奨励金支給規則の一部改正について
- 5 議案第19号 岩見沢市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱の設定について
- 6 議案第20号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に 関する要綱の一部改正について
- 7 議案第21号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の設定について(全部改正)
- 8 議案第22号 岩見沢市立高等学校職員評価の実施内容・方法等についての廃 止について
- 9 議案第23号 岩見沢市教育委員会委員長選挙について
- 10 議案第24号 岩見沢市教育委員会委員長の職務代理者の指定について
- 11 議案第25号 岩見沢市立学校職員の服務について
- 12 議案第26号 岩見沢市教育委員会の人事について

○本委員会に出席した者

委	員	長	武	藏	輝	彦
委		員	秋	Щ	信	也
委		員	杉	野	幹	夫

名 和 田 教 育 部 長 勉 子育て支援推進担当次長 鈴 木 栄 基 学校教育課長 加 藤 信 子ども課長 美 穂 子 所 緑陵高等学校事務長 Ш 卓 也 原 事務局学校教育課総務係長 武 田 弘 毅

〇武藏委員長 ただいまから平成28年第4回岩見沢市教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さん、お願いします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○名和田教育部長 私のほうから、議案第15号から議案第26号まで、一括して提案理由をご説明いたします。

議案第15号 岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規 則の設定について。

地方公務員法の改正により職員の退職管理制度が創設されたことに伴い、県費負担教職員の役職、再就職の届出に関する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第16号 岩見沢市立小中学校職員評価の実施内容・方法等についての廃止について。

北海道教育委員会が定める市町村立学校職員の評価に関する要綱等の改正に伴い、岩見 沢市立小中学校職員評価の実施内容・方法等について を廃止することについて、同意を 求めようとするものであります。

議案第17号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則等の一部改正について。

平成28年度保育料基準額表、保育料減免に係る規定の整備及び、国が実施する保育料 軽減策に係る規定の整備並びに、所要の規定の整備を行うことについて、ご意見を伺うも のであります。

議案第18号 岩見沢市就園特例奨励金支給規則の一部改正について。

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、就園特例奨励制度の対象外となること に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第19号 岩見沢市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱の設定について。

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園の預かり保育を円滑に実施するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第20号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の一部改正について。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、同法を引用している条文を改め、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第21号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の設定について。

北海道教育委員会が定める北海道立学校職員の評価に関する要綱等の改正に合わせて、 所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第22号 岩見沢市立高等学校職員評価の実施内容・方法等についての廃止について。

岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱等の改正に伴い、岩見沢市立高等学校職員評価の実施内容・方法等について を廃止することについて、同意を求めようとするものであります。

議案第23号 岩見沢市教育委員会委員長選挙について。

平成28年3月29日の任期満了に伴い、委員長の選挙を行うものであります。

議案第24号 岩見沢市教育委員会委員長職務代理者の指定について。

平成28年3月29日の任期満了に伴い、委員長職務代理者の指定を行うものであります。

議案第25号 岩見沢市立学校職員の服務について。

市立学校職員の服務について、北海道教育委員会に内申しようとするものであります。 議案第26号 岩見沢市教育委員会の人事について。

平成28年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

なお、議案第23号から議案第26号までの4件につきましては、人事案件等につき、 秘密会にてお願い申しあげます。

以上でございます。

○武藏委員長 はい、今、提案理由について説明いただきました。

この中で議案第23号から議案第26号までの4件につきましては、人事案件ということで、秘密会という形で進行して欲しいということでございますけども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武藏委員長 それでは、議案第23号から議案第26号につきましては、秘密会として 取り扱うことといたします。

日程番号1、議案第15号 岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理 に関する規則の設定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 議案第15号 岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の設定について、ご説明させていただきます。

資料として、先の第1回市議会定例会で議決をされました、議案第3号を添付しておりますので、ご覧いただきながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成26年5月14日に公布されました、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律におきまして、職員であった者であって、離職後に、営利企業等の地位に就いている者は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に対し、契約等事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないと規定しており、公布の日から起算して、2年を超えない範囲において、各自治体は、退職管理に関する条例を設定するものとされております。

岩見沢市におきましても、平成28年岩見沢市議会第1回定例会におきまして、岩見沢市職員の退職管理に関する条例につきまして、議決をされたところでございます。

文部科学省では、県費負担教職員についても、校長が対象となるという見解を示しております。

このことから、岩見沢市職員の退職管理に関する条例第4条の規定により、岩見沢市立 学校に勤務していた県費負担教職員に対して、この条例を適用する場合においては、岩見 沢市教育委員会規則で定めるとされておりますことから、今回ご提案をさせていただいた ところでございます。

内容といたしましては、市の条例第2条、部長又は課長に相当する職に就く職員につきましては、県費負担教職員は、学校長を想定しているところでございます。

戻っていただきまして、今回、ご提案させていただきました議案第15号でございますけども、各項目につきましては、岩見沢市職員の退職管理に関する規則に準じた内容となっておりまして、その主な内容は、県費負担教職員の対象となる役職は、校長先生とし、営利企業等に再就職する場合の再就職の届けに関する事項等を規定するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藏委員長 ただ今、議案第15号についての説明がございました。

説明のあったとおり、関連する法律により、あわせて市が法に基づき条例設定をしたことによる規則の設定であります。

なにか、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」という声あり)

○武藏委員長 特にご異議がないということでありますので、議案第15号につきまして は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、日程番号2、議案第16号 岩見沢市立小中学校職員評価の実施内容・方 法等についての廃止について を審議いたします。

説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 議案第16号 岩見沢市立小中学校教員評価の実施内容・方法等の 廃止についてご説明いたします。

市立小中学校の職員評価につきましては、北海道教育委員会が定める要綱等に基づき実施しております。

本規定は、平成20年度の制度導入当時に、事務処理の参考となるよう、要綱等から主要な点について取りまとめたものでございます。

平成26年5月の地方公務員法等の一部改正により、人事評価制度の実施が法制化され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで行われる、人事評価制度の実施が定められたことから、現行の評価制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から新しい評価制度が導入されることとなりました。

このことから、制度導入から7年が経過し、要綱等が改正されることを機に、事務の参考としておりました本規定を廃止しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○武藏委員長 ただ今、議案第16号の説明がありました。

新しい人事評価制度がスタートするということで、現在ある規定に変わる新たな要綱等が整備されることにより、関係する部分については廃止をしたいということですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武藏委員長 それでは、特にご異議がないということでございますので、議案第16号 につきましては、原案のとおり決定といたします。

続きまして、日程番号3、議案第17号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行 規則等の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 当議案は、保育園及び新制度幼稚園の保育料基準額表の設定、並びに平成28年度から取り組みます、第2子減免、第3子以降減免を行うための規定の整備、また、従来実施しておりました、18歳から数えて第3子以降の減免の2年間の経過措置、また、国の政策である低所得者に対する軽減措置、それぞれの実施に必要な規定について、整備をするための改正でございます。

この条例で改正される規則は、4件ございます。

1件目が、岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則です。対象となる施設は、 ふれあい子どもセンターです。

2件目が、岩見沢市へき地保育所条例施行規則です。対象となる施設は、北村地区の、 北村中央、幌達布、豊正の3つの保育所、それと栗沢地区の美流渡保育所になります。

3件目が、岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則です。対象となる施設は、新制度幼稚園、認定こども園となりますが、実際に該当するのは、平成28年度から新制度幼稚園となる、天使幼稚園及び聖十字幼稚園、この2園になります。

最後は、岩見沢市保育の利用に関する規則です。これは対象となる施設が、市内にございます13カ所の法人立認可保育所になります。

それぞれについて、必要な規定の整備を実施しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藏委員長 ただ今、議案第17号についての説明がございました。

これにつきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

(「ありません」という声あり)

特にご異議がないということでございますので、議案第17号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第18号 岩見沢市就園特例奨励金支給規則の一部改正 について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 就園特例奨励とは、子ども・子育て支援新制度に移行しない、旧制度で 運営する幼稚園に通う子供の、幼稚園保育料を補助する就園奨励費の市独自拡大の部分、

18歳から数えて第3子以降の入園料及び保育料を無料とするための規定です。

就園奨励及び就園特例奨励は、入園料及び保育料を保護者がいったん全額負担をして、 その後、所得に応じてその一部または全部を補助する仕組みとなっています。

今回、新制度に移行する幼稚園については、先程、議案第17号で改正する新しい基準額表に基づき、所得に応じた負担となることから、この就園特例奨励の対象とはなりません。

今回の改正は、新制度幼稚園がこの制度の対象外であることを明記するための改正となっています。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○武藏委員長 ただ今、議案第18号についての説明がございました。

これにつきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

(「ありません」という声あり)

ご異議がないということでございますので、議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第19号 岩見沢市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に設定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 一時預かり事業(幼稚園型)とは、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が行う、いわゆる預かり保育を行うために必要な事項を定めるものでございます。

平成28年度より新制度に移行した幼稚園が、預かり保育を実施する場合は、この要綱に基づいて、市が幼稚園に事業を委託するという形になります。

要綱では、事業を委託するために必要な事項、趣旨、実施主体、利用定員など、11項目を定めています。

別表に定めておりますのは、保護者が負担する額ではなく、市が幼稚園に委託する際の 委託費となっております。

以上でございます。

○武藏委員長 はい、ただ今、議案第19号について説明がございました。

これにつきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」という声あり)

特にご異議ないということでございます。議案第19号につきましては、原案のとおり 決定といたします。

続きまして、日程番号6、議案第20号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の確認に関する要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 本要綱の第2条及び第3条に規定する、内閣府令の改正に伴い、引用条 文がずれたものについて、引用に不整合が無いよう改正するもので、規定された内容その ものは、変わっておりません。

引用条文の、何条かというところを書き換えたというものでございます。

よろしくお願いいたします

○武藏委員長 はい、ただ今、議案第20号について説明がありました。

引用の内閣府令が改正になったもので、特によろしいですね。

(「はい」という声あり)

これについても、ご異議がないということでございますので、議案第20号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号7、議案第21号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する 要綱の設定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○川原緑陵高等学校事務長 議案第21号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する 要綱の設定について、ご説明いたします。

先ほど、議案第16号で、小中学校職員評価の実施内容、方法等ということで、説明がありましたが、改めて説明申し上げますと、平成26年に地方公務員法の一部が改正されて、地方公務員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力、あげた業績を把握した上で行われる人事評価制度を実施することが、定められたところであります。

緑陵高校では、平成20年度から、北海道教育委員会の取り扱いに準じて、当市の要綱・要領等を定め、学校職員評価制度を導入し実施してきたところですが、今回の改正に基づきまして、北海道教育委員会の要綱等が変更されたことに伴い、平成28年4月から、新たな人事評価制度を実施することとなりました。

お手元に、1枚の資料があろうかと思いますけれども、これは、北海道教育委員会が、 今回の制度改正に伴って出したものです。

これに準じており、内容はほぼ同じですので、これに基づいて簡単に説明させていただ きたいと思います。

白抜きで、新しい目的が加わりますとありますけれども、学校職員の資質能力の向上と 学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することを目的に実施してきております が、このたびの地方公務員法改正の趣旨を踏まえ、これまでの目的に加え、評価結果を任 用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用することを明記いたしました。 評価方法等ですけれども、能力評価及び業績評価の2つの評価を実施します。

これまでは、評価者評価と自己評価の2つの評価により実施していましたが、新しい評価制度では、これまでの評価の根幹を残しつつ、能力評価と業績評価の2つの評価を実施いたします。

議案中、第2条の定義に能力評価の説明がありますが、標準職務遂行能力に基づき職務遂行に過程において発揮された職員の能力を客観的に評価すること、それから、業績評価ですけれども、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価するということで、こちらに基づきまして、評価することとしております。

次に、評価期間が一部変わることで、これまでは、評価者評価と自己評価を 4 月から 3 月までの 1 年間で評価してまいりましたが、新しい人事評価制度では、能力評価は 4 月から 3 月の 1 年間で変わりませんが、業績評価につきましては、 4 月から 9 月の半年、 1 0 月から 3 月の半年の期間で評価をすることしております。

次に、評価方法が変わりますとあります。

評価方法につきましては、改正案の第4条に、人事評価は、能力評価及び業績評価とし、 人事評価の対象となる期間における職員の勤務成績を示すものとして、職種に応じて教育 長が別に定める人事評価シートを用いて行うとしております。

人事評価シート等の取り扱いにつきましては、教育長が別に定めるということで、この要綱の下に位置づけられます、要領において設定しておりますので、この要綱では特段定めてはおりませんが、内容としては、このパンフレットの一番下段に書いてあるとおりです。

能力評価は評価対象者による3段階の絶対評価と記述による自己評価、評価者による5段階評価の絶対評価による評価者評価を行い、業績評価は、評価対象者による記述による自己評価と、評価者による5段階の絶対評価による評価者評価を行うこととしております。パンフレット裏に、評価結果の開示方法ということで、こちらも要領で定めておりますが、極力開示するよう、特段の異論がない限り、積極的に開示するような形で取り扱うこととしております。

その下、苦情処理制度に新しく苦情相談が加わるということで、これまでも苦情の制度 ありましたけれども、簡易・迅速に受け付けるために苦情相談という制度を設けることと しております。

こちらも要領で取り扱いを定めてまいります。人事評価制度の改正についての概要は、 以上のとおりでございます。

これらの内容に改正するということで、一部改正という形もあったのですが、改正の部分が大きいものですから、全部改正ということで、内容の比較につきましては、後段に新旧表として明示してありますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藏委員長 ただ今、議案第21号について説明がございました。

委員の皆様から、ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

(「ありません」という声あり)

それでは、ご異議がないということでございます。議案第21号につきましては、原案 のとおり決定といたします。

続きまして、日程番号8、議案第22号 岩見沢市立高等学校職員評価の実施内容・方 法等についての廃止について を審議いたします。

説明をお願いします。

〇川原緑陵高等学校事務長 議案第22号 岩見沢市立高等学校職員評価の実施内容・方 法等についての廃止について についてご説明いたします。

先程、議案第16号で岩見沢市立小中学校職員評価の実施内容・方法等についての廃止 について を議決いただきましたけれども、趣旨としては全く同じことです。

小中学校の先生方につきましては、道費負担職員であり、道のほうで定められている要綱・要領があります。緑陵高校につきましては、市費負担職員ですので、道立学校用の制度をそのまま準用した独自の要綱等で運営しており、先程、議案第21号で要綱の改正についてご審議いただきました。

この後、教育長の決定になりますけれども、要領も改正していく手続きは終わり、これらの分かりやすい説明資料・事務の参考として作っておりました、こちらの方法等については、小中と合わせて、廃止することで、提案させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藏委員長 ただ今、議案第22号について説明がありました。

これにつきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」という声あり)

ご異議がないということですので、議案第22号につきましては、原案のとおり決定を いたします。

それでは、続きまして、その他に移ります。

委員の皆さまから何かございますか。

事務局から何かございますか。

特にその他は、ないということでございますので、いったん休憩とさせていただきます。

午後2時02分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員